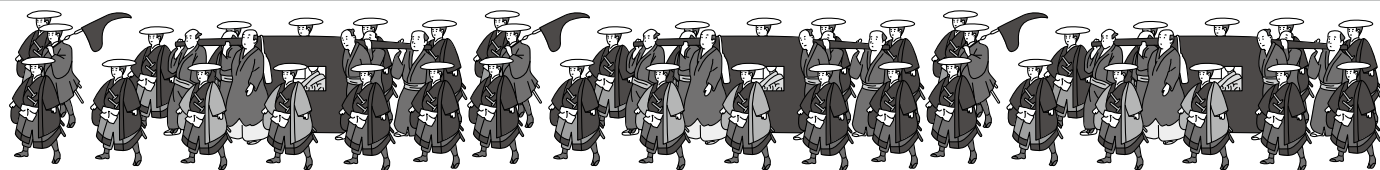


議会だより

やかけ YAKAGE



とびっくす

- 令和3年・第2回 6月定例会報告 P 2
- 提案・要望、さまざま聞きました！ 一般質問 P 4
- 『町びとエチケット&マナー どうなん？これ！』 P 12
- 臨時企画 『総合政策監に聞く！』 P 14



大国主命

おおくにぬしのみこと

言わずと知れた『福徳の神様』ですが
『因幡の白うさぎ』の伝承、そして神楽の国譲りの場面でも
『病み患う者には薬を授け』（経津主命・武甕槌命との掛け合い）とあり、
荒ぶる八十禍津神を平らげ『病を封じる神様』として崇められました。
一刻も早くご威徳（ごちん）を現世に願い、コロナ禍を鎮めて下さいますように…。



迅速適正に！安心なワクチン接種の推進状況を確認す コロナ対応：条例改正・補正予算案など、関連議案を可決！ 第2回定例会

町長より招集された令和3年第2回定例会は会期を6月2日から同10日までの9日間と定めて全議員出席のもと開催された。

提出された議案は本会議採決のほか、それぞれ所管委員会での審査の後、質疑・討論を経て採決の結果、全議案を可決した。

やかげDMO・土地開発公社：決算報告公示

開会冒頭、町長は諸般の報告において新型コロナウイルスワクチン接種に関する本町の状況等について述べた。

矢掛病院と町内医療機関



接種会場前の待ち合い用のバス

医師との協働のもと、集団・個別各接種方式の拡大やコールセンターの拡充により、予約率・接種率ともに順調に推移している旨、議会は報告を受けた。

次に矢掛町土地開発公社並びに矢掛町観光交流推進機構（以下やかげDMO）の経営状況書類（※下表参照）が提出された。

土地開発公社は工場用地及び住宅用地の造成を推進し、今後の定住施策や企業誘致など積極的な事業展開

（一財）矢掛町観光交流推進機構

《やかげDMO》経営状況報告

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

事業収入	63,591,916 円
補助金等収入	6,613,869 円
雑収入	192,665 円
* 収入合計 *	70,398,450 円
事業費支出	62,592,775 円
管理費支出	6,684,944 円
その他支出	341,400 円
* 支出合計 *	69,619,119 円

【収支差額 / 779,331 円】

矢掛町土地開発公社経営状況報告

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

事業収益	60,220,000 円
事業原価	52,651,386 円
販売費及び一般管理費	702,553 円
事業外収益	14,168 円
* 経営利益 *	6,880,229 円
次期繰越利益剰余金：	385,834,927 円

を図っていくとした。またやかげDMOでは観光まちづくりを推進する様々な事

業を実施し、更なる賑わい創出による『まちの発展』を図っていくとした。

また「第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が提出され、一体的に策定された両計画は保健福祉サービスと介護保険サービスの総合的展開を目指すものであり、その趣旨に沿った施策を展開していくとのことであった。

本会議採決の結果

本会に提出された議案の人事案1件、専決処分承認案2件、令和2年度繰越明許費報告案3件、訴えの提起案1件、条例改正案7件、令和3年度各会計補正予算案4件、議会発議1件（※下段参照）の計19件、全てを同意・可決承認し閉会した。

時代に即した規則へ！
多様な人の議会参加を促進

議会は会議規則における様々な状況に対応できる内容やその他の条項の一部改正案（発議第3号）を発議し、これを可決しました。



議員 D 子さん

『欠席の届出』について改正しました！
従前では「事故のため…」のみであった欠席の届出理由を、公務・傷病・出産・育児・看護・介護・配偶者の出産補助・その他やむを得ない事由…としました。

また議員本人が「出産」のため欠席する場合は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週間を経過する日までの範囲内で欠席期間を明らかにすれば欠席届を提出できるとしました。

審議結果

矢掛町議会

ホームページをご覧ください

<http://www.town.yakage.okayama.jp/gyosei/gikai/gikai.html>

“定例議会の審議結果”をクリック

全19議案の審議結果をアップしています。

携帯電話・スマートフォンの方はQRコードを読み取ってください。



議会だより
YAKAGE(2)

【付託審査報告：我が町の条例、こうなりました！】

矢掛町手数料条例

一部改正を議決しました！

本町条例において規定していた個人番号カード（マイナンバーカード）の再交付手数料に関する内容を削除するといったものでした。

①『マイナンバーカード』の再交付手数料は必要なん？



町民A子さん

②マイナンバーカードの再交付申請をする場合、有効期間満了時の更新や災害ほか本人の責によらない減失、また住所変更欄に余白がなくなったなどの事由がある場合は手数料はいらんで！



ぎかい君

③住民票も印鑑証明も、マイナンバーカードがありゃあ、役場に行かんでもコンビニで取れる！早よう取得した方がエエなあ！



町民B子さん

矢掛町子育て支援センター設置条例

一部改正を議決しました！



笑顔あふれる集いの場に～矢掛町のあらたな“子育て支援”の拠点となる旧川面幼稚園

現在たかつま荘内にある子育て支援センターを旧川面幼稚園へ移設する内容と、放課後児童健全育成事業（川面小児童クラブ）の実施場所の提供を定める内容の条例改正案でした。
幼稚園が認定こども園へ移行され、空いていた公共施設の有効利用もさることながら、今までの子育て支援センターと違い、広い運動場もある有意義な環境になったことで、更に充実した子育て支援への取り組みの深化が期待されます。

矢掛町心身障害者医療費給付条例

一部改正を議決しました！

『年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律』の成立（令和2年5月）により、関係政令の整備に伴う措置として本年8月から老齢福祉年金の所得基準額が10万円引き上げられることになりました。しかしこれに係る本町条例では、この施行に1ヶ月のずれが生じるため対象者の「意図しない不利益」への対処として、これを7月から行うとする内容の改正でした。

①給与所得控除が10万円下がって所得が10万円増えるような扱いになるらしいけど、医療費給付は受けられるかなあ？



町民C太郎さん

②給付を受ける町民が「不利益」を受けんように所得基準額を10万円引き上げてくれるそうじゃ！
8月からじゃけど、7月からできるようになったから安心じゃ！



ぎかい君



議会だより
YAKAGE (3)



公共施設…設置目的と利用の現状を問う 施設機能を適正に提供できる状態の保持・運営は？



用途変更で、地域の需要に応じた施設運営を望む！
有意義な運営…条例改正で適正な公共施設の管理を！

花 川 大 志 議 員



矢掛町川面農産加工所

問 川面地内にある『矢掛町川面農産加工所』の設置目的及び利用現況、又施設の概要を問う。

答 産業観光課長

平成13年3月に矢掛町地域農産加工所設置条例が制定され「農産物の加工による高付加価値化及び関係農産物の生産性の向上を図る」ことを目的として設置されそれを達成するための事業を行う施設である。平成30年7月以降の利用実績はない。地元の生活交流グループの強い要望を受け、岡山県の補助金を活用して矢掛町が整備した。

問 同施設の需要は変化しており、町民の利益に供されているか否かの判断及び適正な施設運営を図るための働きかけはどうしているか？また施設の設置趣旨と利用現況が一致していない場合、どう対処するか？その対処の選択肢として用途変更は含まれるか？

答 産業観光課長

同施設を利用するには町長の許可を得る必要がある。町民とそうでない方とは利用料金が異なり、定められた目的外の利用の場合も同様である。

町広報紙やホームページで施設利用の広報に努めている。用途変更については目的外利用の使用料をお支払いただくことになる。

問 用途変更は同施設に対する地域需要に即したものであり要望でもある。同施設の設置過程における財源等に付された条件がハードルになるとすればど

ういうことが想定され、どういう事柄が想定されるか？

また同施設の再生利用への提案として条例の一部改正を提案したい。改正内容は『町民が施設を目的外使用する場合使用料を無料にする』というものだが、執行部の見解を求める。

答 産業観光課長

この施設は県の「平成12年度単県水田営農推進事業」を活用し整備した。省令に照らし耐用年数38年の期間内に使用目的の逸脱等があれば補助金返還の必要性が生じる。現行条例に基づき受益者負担で「有料」という運用を行う。

答 町長

県補助事業ということもあり、非常に複雑多岐にわたる内容だが係る条例の扱いについては現実として20年経った今、このままの条例で良いのかどうかを検討してみる必要がある。

結果的にこの施設が十分利用されていないことに関しては非常に気になる。全町対象施設という情報提供も十分な協議もなかった。他の地区からここへ来ての施設利用も難しいであろう。そういったことを含めて提案の条例改正については今後検討してまいりたい。



数年間使われていない器具

要望 地域需要を模索した上で用途変更を行い、施設本来の使用目的を残しながらも、町民が利用し易く汎用の効く施設として再生利用することは、町民利益に適うものと考ええる。その上で現行の条例改正の提案も含め是非ご検討戴き、ルールの許す範疇において賢明なご判断をお願いする。



議会だより
YAKAGE(4)



新型コロナワクチン接種体制・接種状況は？ 集団接種・個別接種方式の併用により接種対象者の迅速化を！



小田川・高梁川の合流地点付け替えの工事の進捗は？
令和5年度完了目途に現在(R3・5末)の進捗率は46%

田中輝夫 議員

問 新型コロナワクチン接種は5月10日から65歳以上の人を対象に、ネット及び電話での予約を受付け17日から接種を実施しているが、本町の接種体制・接種状況等を問う。

答 健康子育て課長
5月末までの集団接種予約件数は3858件で、対象者の73・6%。予約開始当日は電話が大変混みあった。ネットでの予約も多く午前中の3時間で1146件の予約。初日1日で2095件の予約ができています。接種体制は「集団接種」が一日最大270人。町内の医療機関の「個別接種」でも一日100人程度は接種可能な体制となっている。

集団接種会場内には健康観察をおこなう保健師など町職員も含め14名を配置している。ワクチン接種業務は矢掛病院への委託で、最大で医師3名、看護師3名の配置となっている。

集団接種での接種者数は5月末現在で990人となっている。施設の個別接種も含めると1190人となる。



ワクチン接種訓練の様子

問 県外に住んでいる学生や単身赴任者は住民票所在地以外でも接種できるのか？

答 健康子育て課長
県内は相互乗り入れで市町村の枠を超えて医療機関での個別接種が可能。県外の場合は単身赴任、里帰り出産など、特別な事情がある方は住んでいる市町村へ申し出れば接種を受けることができる。

問 集団接種予約者のキャンセル分を保育士や学校関係職員に優先接種することは考えないのか？

答 健康子育て課長
ワクチンを1本も無駄にしないようキャンセル待ち登録している。学校職員等については検討中である。

問 一般対象者にはいつ頃から予約・接種が可能となるのか？

答 健康子育て課長
基礎疾患のある方は6月10日、60歳から64歳までの方は6月15日、そのほか一般対象者は6月22日から予約の受付開始で準備を進めている。尚、接種時期は未確定である。

問 西日本豪雨災害による堤防決壊で小田川代替え工事の進捗状況及び町の防災対応について問う。

答 総合政策監
令和5年度を完成目標に事業を進めている緊急治水対策に関する工事で真備町内堤防強化工事の進捗率は11%。小田川と高梁川の合流位置を約4・6km下流へ付け替える事業の進捗率は46%。災害の対応はハード面での取り組みと適時的確な情報発信といったソフト面での取り組みが重要。矢掛町防災対策についても『守りの町づくり』として取り組みでいきたい。



小田川合流点付け替え工事現場

要望 保育士・学校関係職員等に早期のコロナワクチンの接種を望む。



議会だより
YAKAGE (5)



商店街の有料駐車場と道の駅の駐車場について 町民の声を聞いて使いやすくしてほしい！



東川面浄水場更新工事の入札について ルールに則った手続きで入札を行え！

石井 信行 議員

問 有料化された駐車場について問う。

商店街の駐車場は、混雑を避ける名目で有料化されたが、混雑は解消されたか？また、商店街や利用者、観光客に、歓迎されているか？

答 産業観光課長

長時間駐車車の抑制や駐車車の分散など、混雑の解消につながり、多くの方に歓迎されていると考えている。

意見

町民の声は、全く違う。町民の声をしっかり聞いて、無料化を含めた検討をしてもらいたい。

問

道の駅の駐車場の案内板が、植木に隠れてよく見えないうえ、空きがどの駐車場を示しているのかよく分からないという苦情を聞く。町の対処を問う。

答

建設課長
剪定等の対応を考える。

問 東川面浄水場更新工事の入札について、贈賄で逮捕者まで出し、営業停止処分になったF社を指名停止せず、入札に参加させたのは何故なのかを、昨年の3月議会でも、今年の3月議会でも質問したが、定かな答弁が無かったので、再度問う。

「矢掛町は、F社を指名停止していないので、入札に参加できる。土木一式工事が営業停止になっても、水道工事は処分を受けていない。」と、前副町長は答弁したが、矢掛町建設工事等入札参加資格者指名停止要領によれば、「次に掲げる者が、町発注工事以外で談合の容疑により逮捕されたとき」「指名停止を行うものとする」と規定されている。

指名停止をしなければならぬのに、故意に指名停止を怠ったのではないかと疑われる。更に、「下請け人や共同企業体の構成員が指名停止になったときは、共同企業体について指名停止を行つものとする」と規定されてお

れており、共同企業体そのものに指名停止や営業停止が及ぶことが明記されている。

町長は、共同企業体のメリットとして、「分離発注は責任が数社にわたる。JVであれば責任は1社(JV)となる」と共同企業体の連帯責任を説明している。F社は、共同企業体の代表構成員となるべき立場なので、指名停止は当然だった。予備指名の3カ月も前のことで、入札に関わる職員も認知していたはずだ。実際に令和元年10月11日付けで、国土交通省四国整備局から60日の営業停止処分がなされている。対象は「全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの」だが、東川面浄水場更新工事には、土木一式工事含まれているから、共同企業体としても営業停止になる。

もしF社が落札しておれば、契約業務や工事が2カ

月以上停止していた。職員で構成する指名委員会ですのようリスクのあるF社を指名に加えるはずがない。F社を除く6社でもよかったはずだ。そこには、指名権者の意向が働いたとしか考えられない。改めて問う。F社を指名停止せず、予備指名に加えたのはなぜか？

答 町長

2月2日の全員協議会で既に答えている。会議録をしっかりと読んでほしい。指名委員会の責任者の副町長が丁寧なやり取りで回答している。その結果を町長は承認している。石井議員の質問に回答した場合、理解をしようとしな



議会だより
YAKAGE(6)



矢掛町の各種けんしん(健診・検診)の状況を問う！ 脳ドッグの受診対象年齢を拡大してはどうか？



矢掛町の生ゴミの削減・減量化への取り組みは？ 生ゴミ処理に関する補助制度のPRをしっかりと！

高 月 敏 文 議 員

問 矢掛町の各種けんしん(健診・検診)はどのような内容があるか？また受診率は何%なのか？

答 健康子育て課長

矢掛町で実施している

「けんしん」は生活習慣病の予防を目的とした健康検査と、がんの早期発見・早期治療を目的とした「がん検診」がある。更に健康診査には、国保の「特定健康診査」と「後期高齢者健康診査」がある。またがん検診にも「胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん」などの検診がある。

これらの「けんしん」の受診状況だが国保の特定健康診査については令和元年度受診率実績は45・7%で、後期高齢者の健康診査の実績は28・4%である。

次に、がん検診の受診状況は平成30年の実績で、胃がん検診は12・4%、肺がん検診は11・1%、大腸がん検診は11・4%、子宮頸がん検診は18・3%、乳がん検診は24・1%となっている。

がん検診は24・1%となっている。



問 矢掛町で個別受診できる人間ドック・脳ドックはどのような状況か？

答 健康子育て課長

矢掛町で個別受診できるのは、現在のところ特定健康診査のみ、がん検診や脳ドックは集団での実施となっている。脳ドックについては昨年度51人が受診。

問 矢掛町の各種けんしんの勧奨と受診しやすい体制づくりはどのようなようにされているのか？

答 健康子育て課長
「けんしん」の受診勧奨

としては、愛育委員による個別訪問や健康フェスタでの啓発のほか、広報紙やポスター掲示、有線放送などで受診勧奨をおこなっている。また、受診しやすい体制づくりでは、夏に集団けんしんを実施した後、冬に追加の「けんしん」を実施している。そして町内の医療機関でも個別けんしんを実施している。

提言 働き盛りの世代を対象とした脳ドックの対象年齢を40歳から64歳としているが、最近では70歳くらいまで元気で働いているので、40歳から70歳までとしたらどうか。

問 矢掛町の生ゴミ削減・減量化の推進はどのようになされ、どう補助事業は活用されているのか？

答 町民課長
矢掛町環境衛生協議会

と連携し、また矢掛町一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源ゴミのリサイクル促進と生ゴミなどの軽量化・減量化に取り組んでいる。町では生ゴミの削減・減量化を図るため、発酵分解による生ゴミ処理容器(コンポストやエコペール)の購入費の一部補助を実施している。

また電気等による乾燥方式や、バイオチップによる生ゴミ処理機器購入費の一部を補助する制度がある。



提言 生ゴミ処理機器購入補助事業《補助率3分の2・上限6万円》の周知ができていないように思われるので、この事業を町民に有効に利用してもらうようゴミ減量化の啓発活動とあわせて、しっかりと制度のPRをお願いしたい。



議会だより
YAKAGE(7)



認知症の人が加害事故を起こした場合の矢掛町の現状について



新オレンジプランの 矢掛町での取り組み状況は

川上 淳 司 議員

問 認知症の親が加害者となった場合、家族はその賠償をどのように負わなければならないかが課題となっている。認知症の人が加害事故を起こした場合の本町の現状について問う。

答 福祉介護課長

認知症の方の事件・事故への対応は、国では令和元年6月に決定した「認知症施策推進大綱」の中で民間の損害賠償保険が普及するよう各保険会社の取り組みを後押しするとしている。町としても民間の保険が第一と考える。認知症の方が起こした事件・事故に対する個人賠償責任保険はいろいろとある。保険料は年額千円程度から1万円超のものまであり、単独の保険や自動車保険、火災保険や生命保険に付帯されるものまで様々ある。第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を本年3月に策定し、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で

自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。認知症への理解を深めるための普及啓発、予防推進、早期発見早期対応体制の充実を図り施策を進める。

問 「新オレンジプラン」について、矢掛町における取り組み状況を問う。



答 福祉介護課長

新オレンジプランの対策期間は2025年迄で各施策を総合的に推進するため7つの柱を定めている。(1)認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

(2)認知症の状態で応じた適時・適切な医療・介護等の提供
(3)若年性認知症施策の強化
(4)認知症の人の介護者への支援

(5)認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

(6)認知症の予防法・診断法・治療法・リハビリテーションモデル・介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

(7)認知症の人やその家族の視点の重視

また介護者の悩みで多い徘徊への対策として平成30年度には、行方不明者情報提供依頼メール、令和元年度には、小型GPS内臓靴購入費補助金制度を新設し介護者への支援を実施。この小型GPS内臓靴購入費補助金制度は、始まって2年が経過したが、今までの補助実績は3件である。認知症等少しでも気になることがあれば、相談を受け付けている。



提言

徘徊防止の対策として「エアータグ」がある。それをポケット等に入れておけば「アイフォン」のように通信しながら捜せる装置もあり、安価なので導入を検討されたい。

神戸市では認知症者が起こした事故の費用を救済する施策が19年から始動し、認知症対策の基本となると思われる。今後この神戸モデルを参考に「矢掛モデル」の策定を提案する。

新オレンジプランの中で65歳以上の町民で認知症テストを行い、自分がどの程度なのかを把握していき、今後のフレイル対策にも繋がっていただきたいと思います。家族が認知症になった時に考えるのではなく予防と備えを町民にお願いしたい。



議会だより
YAKAGE(8)

歴史的風致維持向上計画を策定しよう！
歴史かおる文化の町やかげの未来のために



歴史まちづくり法でSDGsを推進しよう！
今こそ持続可能な開発目標達成のために

浅野 毅 議員



問 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）において、歴史的風致維持向上計画（以下計画）の認定を受けることの意義等を論じたい。

歴史まちづくり法は平成20年5月に公布された。同法は文科省（文化庁）・国交省・農水省の共管であり、省庁の枠を超え、地域の発展をサポートするというものである。

その第1条では「歴史的風致」の維持・向上を図るためのものであることが目的として記載されている。「歴史的風致」とは良好な市街地の環境であると定義付けている。

これまでは文化財保護法や景観法・古都保存法等があったが、これらは歴史的建造物の復元や文化財の周辺整備などには十分対応できていなかった。これを補うべく、市町村が作成する計画に基づく国の支援実施がこの歴史まちづくり法の趣旨である。

3省庁共管の法律なので、まちづくり行政と文化財行政が連携し「歴史的風致」を後世に継承するまちづくりの取り組みを国が支援するための法律ともいえる。

歴史まちづくり法では、市町村が作成する計画において、的確な文化財の把握はもとより、周辺環境まで含めた総合的な保存・活用のための基本的な構想を策定することが望まれる。その上で文化財保存活用地域計画の作成も必要となる。

市町村が作成する計画が認定されれば都市再生整備計画事業等の補助率が優遇される。本町は重伝建・無電柱化・道の駅の3本柱事

業により発信力が高まっており、計画が認定されればより発信力が増すと思うが担当課の見解を問う。

市町村が作成！ 歴史的風致維持向上計画	①歴史的風致の維持・向上に関する方針
	②重点区域の位置・区域
	③文化財の保存・活用に関する事項
	④歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事項
	⑤歴史的風致形成建造物の指定方針等
	⑥計画期間等

答 教育課長
歴史まちづくりをどう進めるのかは矢掛町の今後の課題の一つであることは論を俟たない。計画を策定する上で次の2つの重要なポイントがあると考える。

(1)自治体の振興計画など、行政計画との整合性を取る

こと、つまりこれに対応できる庁舎内の連携或いは横断的な組織体制の構築。

(2)地域住民や町民が計画策定に参加できる体制の構築。

単に町民の意見を聞くだけでなく、町民が主役となり行政と共に歴史を活かした地域づくりに対して計画や事業の様々な段階で関わっていくことが重要ではないかと考えている。

本年度は重伝建の地区が選定され修理・修景等の補助事業のスタートの年であり、事業申請の希望が約20件あり、町民の方々の期待をひしひしと感じている。まずは重伝建の補助制度を軌道に乗せるべく、そして住民の方々のご期待に添えるよう努力していく。

歴史まちづくり法の重要性は十分理解できるので今後研究したいと考えている。

矢掛宿を考え守る会さんから議会へ、伝建通信の発刊の案内が届きました。
「矢掛宿伝統的建造物群保存地区について、情報発信と制度の普及・啓発のため…」を目的とした通信を作成することです。

議会も一貫して、伝建制度推進に関わってきた経緯から、この紙面を通して町民の皆さんに制度等ご理解を戴きたいと思ひます。

既に町内会回覧板等でご覧になっていると思いますが、ぜひご一読くださいませ
“我が町の誇り、やかげ宿の町並み”へあらためて思いを深めてみてはいかがでしょうか…。

矢掛町議会広報広聴常任委員会

矢掛町矢掛宿伝統的建造物群保存地区通信

第1号 令和3年6月10日発行

しらかべ

■矢掛宿の町並みの特徴

矢掛宿は山陽道の宿場町として栄え、街道沿いには江戸時代後期までに形成された地割（ちわり；土地の区画）に、妻入（つまいり）と平入（ひらいり）の町家が見られます。屋根の三角の部分「妻」を正面とした妻入町家と、大棟に平行する屋根を正面とした平入町家が混在しているのが矢掛宿の特徴です。どちらの町家も白い漆喰を軒の裏まで塗込めた重厚なものが多く、江戸時代から明治、大正、昭和にかけて建てられた伝統的建造物が良く残っています。一方、洋風建築のレトロな建物も点在し、山陽道の宿場町として商業の町として近代化の中で発展した歴史も見受けられます。また江戸時代の旧本陣と旧脇本陣が重要文化財に指定され揃って残るのは全国唯一です。



矢掛宿の町並みが、令和2年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。通称を重伝建といいます。この制度は、地域の特色ある歴史的景観を守り、まちづくりに活かすことで、町の発展と、町民の皆様の笑顔を増やすことを目的としています。オンリーワンの矢掛宿を未来へ残すための制度のしくみには自由にならない部分もあります。制度を正しく理解し、町並みの特徴等を共有し、町民全体でふるさとの宝を知るためのツールとして伝建通信「しらかべ」を作成いたしました。ぜひご覧ください。



▲「しらかべ」



ざかい君

伝建制度運用についての概要は「しらかべ」をご覧ください。

議会傍聴

してみませんか？

○定例会本会議や常任委員会はどなたでも傍聴が可能です（お子様連れも可能）。
○定例会開催期間中は庁舎3階にある議会事務局が受付窓口です。

本会議 一般質問

・総務文教常任委員会
・産業福祉常任委員会
・予算決算常任委員会

⑨ 総務文教・産業福祉両常任委員会の傍聴に関しては委員長の下許可が必要
※ プラカード・カメラ・その他録音機等、器物の持ち込みはできません
※ 拍手・発言議論は不可。ただし緊急的な途中退室及び入室は可能です

* お問い合わせ *
矢掛町議会事務局
☎ 82-1119

議会 ホッ トラ イン

矢掛町議会は

町民の皆さんに開かれた議会を目指します。

皆さんの声をぜひお届けいただきたく議会に対するご意見・ご要望の受付窓口として、議会直結の『ホットライン』を開設しました。お気軽にご利用下さい。

☆ファックス専用 〓 (82) 9020



議会だより
YAKAGE(10)

里庄町新庄地内に建設決定！

井笠圏域のごみ処理施設

6月議会で追加の負担金175万円可決

地域循環型社会形成を推進する施設の建設

岡山県西部衛生施設組合

岡山県西部衛生施設組合を構成する3市2町（笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）では、平成26年3月に制定した「西部ブロックごみ処理広域化実施計画書」に基づき、新ごみ焼却施設及び一般廃棄物埋立処分場の整備を進めている。

新ごみ焼却施設について

西部衛生施設組合は管内で2ヶ所ある焼却施設（井原クリーンセンター及び里庄清掃工場）を1ヶ所に統合し、安全で効率的な焼却施設の建設を計画し、今年度、里庄町新庄地内に建設することが決定した。

これにより、建設の連続性・準備に入り、令和8年4月の稼働を目標に進めていく。

新ごみ焼却施設は、現里庄清掃工場の敷地内に建設され、発生する熱を利用した温水プールや浴場、トレーニングジム等

を有した熱利用施設も整備される。圏域の住民も利用できる予定だ。

現在、「井原クリーンセンター」には、井原市・矢掛町で収集された家庭系ごみ、事業系ごみを搬入している。

「里庄清掃工場」には、笠岡市・里庄町・浅口市（寄島町・鴨方町）で収集された家庭系ごみ、事業系ごみを搬入している。

なお、浅口市金光町のごみは「玉島環境センター」に搬入しているが、新ごみ焼却施設が完成した際には、新施設に搬入されることになる。

負担金補正予算可決

6月議会において、熱利用施設建設に係る土壌・地質調査などの委託費等のための構成市町負担金として、175万3千円が盛り込まれた補正予算が上程された。

矢掛町議会は、予算決算常任委員会で審議し、本会議において賛成多数で可決した。

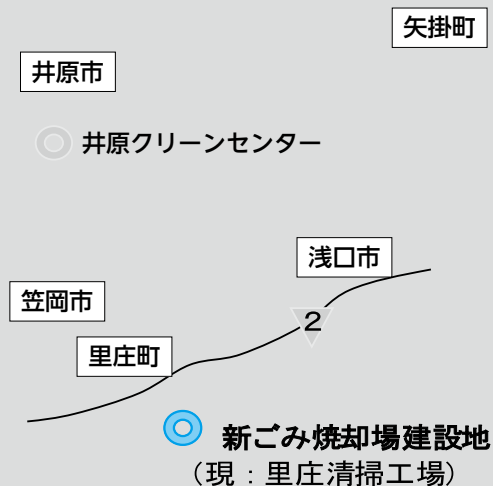
施設の長期化へ…ごみ減量化への取組

ごみを出す量が減れば、焼却施設の長期化と維持費のための矢掛町の負担金の減額が見込まれる。特に紙類の分別の徹底と、生ごみを減らすことでの効果は大きいと考えられる。ごみの減量化・資源化については、今後各々の努力が必要。

今回補正分にかかる各市町別負担金

○笠岡市	7,110千円
○井原市	5,553千円
○浅口市	5,227千円
○矢掛町	1,753千円
○里庄町	1,657千円

新施設建設予定地



3 R 活動

リデュース (Reduce)
使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるようにすること。無駄にごみを出さない。

リユース (Reuse)
使用済みになっても、もう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

リサイクル (Recycle)
再利用ができて廃棄されたものでも、再生資源として再利用すること。





どーなん？これ！

「〇〇〇の問題、…どこへ、だれに言えば解決できるのか…？」
 時に町民の皆さんからこういったお声が議会へ届けられます。
 どうにかならんか…地域住民のお困り事について、議会として
 できる事は何か？広報広聴常任委員会では、このような問題へ
 の対処について議論を行いました。
 最初のテーマは『飼い犬のフンの後始末について』です。
 この問題については、苦情が寄せられる役場町民課の職員を招
 へいし、クレームの内容や対策の現状、また行政として対応で
 きる範囲・限界など、さまざまな観点から議論に臨みました。
 ≪開催日／令和3年5月27日 於：議会委員会室≫

「なかなか解決しないモラルの問題。どこへ・だれに言えばいい？」 犬のフンの放置、なんとかして！

委員 飼い犬のフンは可燃
 ゴミにあたるのか？

町民課 可燃ゴミになる。

委員 散歩中の犬がフンをし
 した場合、道端などに埋め
 る飼い主もいるが？

町民課 民地は言うに及ば
 ず官地も不可。
 持ち帰って処分していた
 だくこととなる。

委員 道路の路肩や田んぼ
 のあぜなど、草むらに放置
 されたフンがある。草刈り
 の際に飛び散って不快な思
 いをされている方もいる。
 フンの始末は様々なパター
 ンがあり啓発の仕方は難し
 いと思う。いたずらに全体
 に啓発をするのではなく、
 地域ごとにルールを作った
 上で、住民同士で対応する
 ことを町が呼びかけること
 も大事なのではないか。

町民課 飼主の自宅から
 離れた場所で犬にフンをさ
 せていることがあると聞い
 た。注意看板設置等の実施
 策の現状は？

町民課 全町的には注意看
 板や広報等で啓発周知はし
 ている。相談を受けること
 はままあり、対象となる人
 物は特定されている場合が
 多い。対象者とのトラブル
 にしたくないという思いか
 ら直接言えないようである。

委員 町では注意喚起とし
 て「イエローカード作戦」を
 実施している。他の自治体
 ではイエローチョークの実
 施や「条例」で犬のフン放
 置を禁止しているものの実効
 が上がらないと聞く。単
 なパフォーマンスでスコッ
 プを持ち歩く人もいると聞
 くが、そもそも意識のない
 人には立て看板も意味がな
 い。犬のフンの放置は軽犯
 罪法に触れ、罰則の対象と
 なることを飼主の責任と
 して知るべきだ。

町民課 飼主のモラルと

マナーの問題である。

委員 とにかく町内に困っている人がいるという実情を知らせることが必要だ。見える所へ放置されたフンはイエローカードで指摘できるが、路肩や草むらなど見えない所は無理だ。こういった啓発チラシはないか。



町民課 一般的な啓発チラシはあるが、そういった個別事案の啓発チラシは無い。地域ごとの特別な事案については町内回覧などで独自の啓発活動を行っていたきたい。

委員 行政としても限界があるかと理解した。啓発活動だけでは抑止にならない。議会としては『条例化』も一つの選択肢と考える。県内では1市1町が罰則を伴う条例を制定している。環

境美化条例としては4市町が制定している。

罰則ありきではなく「抑止力としての条例化」はどうだろうか？

委員 条例化は、正しくルールを守っている人も規制することになってしまう。しかし、罰則規定によってモラル意識が変わるかもしれない。今まで適切にフンの処理をしなかった人にも意識付けの契機になるのではないか。前に少しでも進むのであれば条例化は必要かと思う。



町民課 罰則規定を設けている市町村では、(1)指導・勧告、(2)命令・公表、(3)罰則という順序を追う。機能するかは疑問である。

委員 モラルの観点からすると、子供の頃からの道徳教育が大事になる。

この問題について、行政としては注意喚起や啓発活動が限界なのか？

町民課 現行犯でなければ対象者とトラブルになる恐れがあり難しい問題だ。

委員 行政の限界も踏まえた上で、議会としてもできる範囲で啓発活動等々に取り組んでいきたい。

まとめ

犬のフンの放置の問題は、個人のモラルとマナーの問題。住みよい町づくりのため、町民一人ひとりが自分事として受け止めることが大切である。

“犬のフン”あれこれ…少しずつ美化に取り組んでみませんか!?

公共の利益に反する行為をしたと立証されれば、**軽犯罪法違反**となることも…

1日以上～30日未満の拘留、又は
1,000円以上～10,000万円未満の料科



犬のフンの放置

廃棄物処理法に照らせば…

フンは“廃棄物”

5年以下の懲役、又は
1,000万円以下の罰金



モラルが欠けたら
罪に問われるのは
飼い主よ！
決して犬は
悪くないわ！



**不法投棄は
絶対ダメ!**

矢掛町民はエチケットとマナーを守る
**愛犬のフンは必ず持ち帰って
責任をもって処理しましょう!**



議会だより
YAKAGE (13)

緊急企画

町政へ新風を！…寄せられる期待 総合政策監に聞く！

『総合政策監』：矢掛町は本年度から新たにこの役職を設置し、国土交通省から安部正和氏を迎えました。国からの出向人事、また町では初めての役職とあってその活躍が期待されます。

議会は着任間もない安部総合政策監に役職に係る業務内容ほか、ご自身のキャリアとあわせて、今後取り組んで行かれる「やかげの町づくり」への思いや意気込みをお聞きました。

《実施日／令和3年4月22日》

〈参加者〉

総合政策監

安部正和氏

広報広聴常任委員会

花川委員長 行政と議会は町政を推進する両輪といっ

中で「総合政策監が携わる業務内容」はお聞きしておく必要がある。ご着任以降、町民から様々なお声があり、氏のご経歴やお人柄等もあわせて対談の中でお聞きできればと思う。

土田議長 公務ご多忙の中、ご出席いただき感謝する。私も職員時代、県への出向経験がある。



ご経歴を活かして町政に取り組んで欲しい。

環境がかわれば気づくこと、役に立つことが色々ある。

花川委員長 自己紹介を。

安部総合政策監 私は鳥取県米子市出身で、昭和44年生まれの現在51歳。前職は中国地方整備局企画部技術検査官。3年前は国交省岡



山国道事務所におり、平成30年7月豪雨災害を経験。その後、関東を襲った台風19号の発災時には群馬県や埼玉県に派遣され災害対応や現地の応援に当たった。霞ヶ関にいた時は地方計

画を担当し地域づくりに携わった。岡山市役所都市計画課への出向経験もあり都市部での「街づくり」に取り組むなど、職員としては稀な経歴を歩んできたと思う。矢掛町では総合行政に携わる。

まちづくり！
攻めと守りのバランスが大事！

土田議長 安部総合政策監にはぜひ中山間地域特有の仕事を経験していただき、地域の悩みを吸収しながら矢掛のまちづくりに取り組んでいただきたい。

花川委員長 総合政策監として取り組むまちづくりとは何か？どう進めるのか？

安部総合政策監 国交省からは「矢掛の今後のまちづくりを担当せよ」と下命されており、道の駅・無電柱化・重伝建のハード事業3本柱の完了後のソフト事業への取り組みが正にそれだ。



まちづくりには『攻めと守り』の概念がある。攻めは観光や交流人口増のため

の事業で、守りは人口減少対策・防災・福祉のための諸事業。この攻守のバランスが大事である。更に攻めの中にも攻めと守りがありポイントを押さえながら諸事進めていく。

組織における役割としては、各課毎の事業を全体的な視点で見た上で効率よく無駄なく「まちづくり」が進められるようにしたい。



“攻め”のソフト事業展開へ！



議会だより
YAKAGE(14)

災害に強いまちづくり…河川法は治水から治水へ！

田中委員 国交省からの出向ということで河川行政等大変心強い。浚せつなど真備から下流はきれいになっている。国・県へのパイプ役として期待したい。

土田議長 河川法の改正によって土砂の採取が禁止された。元に戻し採取できれば一挙両得で収入になる。

安部総合政策監 河川法は

山部委員 平成30年7月豪雨災害では東三成の支流も決壊寸前だった。小田川流域の国管理部分は支流改修工事を行っているが、県管理部分は行っていない。



着々と雑木伐採と浚せつ工事が進められている小田川

安部総合政策監 今まで県には多くのご縁があり県庁には顔見知りも多数いる。この人脈を最大限利用して取り組みたい。県への要望は繰り返し訴えていきたい。

マップだ。以前は地域の評判が落ちるとハザードマップの公表に反対もあったが、今では住民の安全を優先し必要性が浸透してきた。

とても強力な法律。主眼は治水から治水・環境へと変わっており、近年は環境にウエイトを置いていたが、原点の治水に戻ってきている。それが顕著に表れているのがハザード

まちづくりの概観は？…総合政策監としての取り組み

小塚副委員長 まちづくりは「攻めと守り」とのことだが岡山市への出向期間中は主に何を担当したのか？また国土交通省で取り組んだ道路行政の実績は？

安部総合政策監 岡山市では都市計画法関係の手続き



に携わり、イオンモール岡山の出店に際して表町商店街との調整などに携わった。また火葬場の更新や、都市部の再開発にも携わった。道路行政については、岡山では国道2号線の高梁川大橋の4車線化や玉島・笠岡道路の延伸を担当した。

高月委員 矢掛町の道路は東西には整備されているが南に行く路線が少なく弱い。県にどう要望してい

けばよいのか？

安部総合政策監 個別具体の路線を挙げ利便性向上が矢掛町の振興計画の達成にどう必要かを説明していくことが効果的と思う。また今、力を入れている狭あい道路事業も貢献するだろう。

山部委員 本町の幹線道路が河川の堤防上や河川と並行して設置されている現状をどう見られるか？

土田議長 国道が堤防上にある以上、河川法の制限を受ける。

安部総合政策監 まちづくりの攻守の概念で言うところの河川は「守り」で道路は「攻め」の取り組み。やはり河川法は強くガードレールさえ設置できない堤防上の道路もある。



懇談を終えて硬く握手する
安部総合政策監と土田議長

国や県の河川担当からすると「道路として使わせてあげている」という考え方だ。総合政策監としては行政と立法のバランスを大事にしていく。
仕事はチームでやるものであり、当然監督は町長。私は「番頭」のような気持ちでやっていきたい。また町長からは統括範囲を意識するなど指示されており、『まちづくり』に関連することは課の区別なくハード・ソフト全てに取り組んでいきたい。



- 【4月】 1日 広報広聴常任委員会
15日 広報広聴常任委員会
21日 産業福祉常任委員会
22日 広報広聴常任委員会
- 【5月】 18日 岡山県西部衛生施設組合議会
19日 議会運営委員会
広報広聴常任委員会
27日 広報広聴常任委員会
28日 議会全員協議会
- 【6月】 2日 矢掛町議会第2回定例会【議案提案説明・採決】
3日 同 上 【一般質問(6人)】
4日 同 上 【採決・付託】
7日 総務文教常任委員会【付託審査】
産業福祉常任委員会【付託審査】
8日 予算決算常任委員会【付託審査】
10日 矢掛町議会第2回定例会【委員長報告・採決】
議会全員協議会
11日 広報広聴常任委員会
18日 広報広聴常任委員会
22日 広報広聴常任委員会
25日 広報広聴常任委員会
30日 井原地区消防組合議会
井原地区清掃施設組合議会

私は、本が好きでよく読みます。本を読むことで、経験したことのないようなことでも体験したような気持ちになれるからです。初対面の人と出会って話が進むかそうでないかは「雑談力」が必要になり、一流の雑談力は人生を変えるような気がします。人は出会って3秒で相手の印象を決めると言われています。雑談と

議員閑話
こころ音



『雑談力』
矢掛町議会 議員 土田正雄

は意味のない無駄話をする
ことではありません。
雑談は初めて出会った人
とのコミュニケーションを
図るうえでも有効な手段で
す。どんな仕事でも人
間関係でも「こ
んなにちは」とい
うやり取りから
始まります。
ところが、多く
の現代人は「人間関係を
深める」「人と信頼関係を
築く」ということに無頓
着でうかつな方が多いよ
うな気がしてなりません。



接種会場での受付・予約票の
確認や各所への誘導など、細や
かな気配りで『安心安全』に効
率よくワクチン接種ができるよ
う日々ご尽力戴いています。
全ての矢掛町民から心をこめ
て感謝の気持ちを送ります。
ありがとうございます！



新型コロナウイルスワクチン接種

会場運営スタッフの皆さん

編集後記

暑中お見舞い申し上げます
今年の西日本は記録的
な「梅雨入り」の早さで平
年よりも期間が長く、雨
量も多いと予想されてい
ました。

新型コロナウイルスワクチン接
種は、まず65歳以上の方
を対象に、7月末までを
目途に実施し計画通りに
進んでいるようです。
早く国民全員が接種でき
ることを望んでいます。
今回の『議会だより』は、
県にコロナ感染症緊急事
態宣言が発令されたこと
により、予定していた掲
載企画を中止した経緯が
ありますが、広報広聴常
任委員は、今後も町民の
意見並びに議会内活動を
読みやすい紙面で伝えて
いくように、鋭意努めて
いきます。

(T・T)